

# 令和6年第1回芸西村議会「定例会」議事日程

令和6年3月8日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第1号 芸西村手数料条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 議案第2号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について
- 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 議案第4号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 議案第5号 芸西村子育て応援基金条例
- 議案第6号 芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 芸西村火災予防条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 芸西村手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 芸西村介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 芸西村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第15号 芸西村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 芸西村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

- 議案第18号 芸西村漁港管理条例の一部を改正する条例
- 議案第19号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（第5号）
- 議案第21号 令和5年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第22号 令和5年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第23号 令和5年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第24号 令和6年度芸西村一般会計予算
- 議案第25号 令和6年度芸西村国民健康保険特別会計予算
- 議案第26号 令和6年度芸西村介護保険事業特別会計予算
- 議案第27号 令和6年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第28号 令和6年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算
- 議案第29号 令和6年度芸西村簡易水道事業会計予算
- 議案第30号 令和6年度芸西村下水道事業会計予算
- 日程第4 議案第1号 芸西村手数料条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について
- 日程第5 議案第2号 令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について

招集年月日 令和6年3月8日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長	松本 巧	会計管理者	高松 千恵	健康福祉課長	都築 仁
産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈
教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔
健康福祉課長補佐	長崎 寛司	産業振興課長補佐	常光 紘正	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和6年3月8日（金）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第1回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《諸般の報告》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から令和5年度芸西村定期監査報告書並びに、11月、12月、1月の例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、本定例会を通じて6番安岡公子君、7番西笛千代子君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長西笛千代子君。

#### ○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、3月1日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります会期及び審議予定表のとおり、本日3月8日から15日までの8日間とするものです。

まず、本日は村長提出の議案第1号から第30号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第1号・2号の審議・採決を行っていただきます。9日から13日までは議案精査のため休会とします。14日は一般質問を行っていただきます。そして15日は、議案第3号から第30号までの審議・採決、並びに、議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いいたします。

#### ○ 岡村 俊彰 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月15日までの8日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。 【「異議なし」の声】

異議なしと認めます。従って、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

### 《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

○ 岡村 俊彰 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、令和6年3月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。

まず、提案に先立ち令和6年度の施政方針並びに事務事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

まず、本年元日に発生いたしました令和6年能登半島地震は、お正月をふるさとでくつろぐ人々を襲い、能登半島を中心に甚大な被害をもたらし、これまでに240人以上の方がお亡くなりになりました。まずもって、被災された地域の皆さまには、心からのご冥福とお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

今回の地震は、被害の中心が半島部に位置していることもあり、壊滅的なダメージを受けている道路などのインフラや、家屋に対する進入経路が限られ、東日本大震災と比較しても大きく復旧が遅れていることが連日報道されております。こうした状況を見るにつけ、本県、特に東部地域においては幹線道路が一本しかなく、山側からのアプローチもできないため、南海トラフ地震が発生すれば能登半島以上の孤立状態を長期に強いられることが容易に想定される場所です。改めて住宅の耐震化、ライフラインの点検・強化、受援態勢の再点検、自助を中心とした防災・避難訓練をはじめ、多くの重点項目に危機感を持って取り組みながら、マニュアル等の見直しを図っていく必要があると感じております。先月も、四国東南部の高規格道路の早期整備について、関係自治体で国土交通省と財務省に出向き、要望をさせていただきましたが、災害はいつ、どこで、どのような規模で発生するのか想定できないものであるだけに、国の予算が被災地に集中しているから他の地域に配分できないという一元的な論理ではなく、災害に脆弱と分かっている地域にこそ、躊躇なく、一日でも早く重点的な予算配分をしていただくよう強く要望してまいりました。今後も、地域の熱意を結集し、県東部地域の防災面の充実が早期に図られるよう、切れ目のない要望を続けてまいります。

それでは、村の継続的な懸案事項について申し上げます。

まず、和食ダム事業は、現在タワーレーンの解体や貯水池内の樹木の伐採に加え、ダムの稼働に必要な機械や管理施設の整備など、来年度の完成に向けて工事が進められております。秋にはダムに水を溜めながら安全性を確認する試験湛水が始まり、その期間は降雨状況により変動しますが、この試験が無事に終わると、いよいよ本格稼働となると伺っております。

高規格道路整備は、先日の報道で「四国8の字ネットワーク」のうち、県内で未着手だった、阿南安芸自動車道の安田・安芸間を含む区間が事業化される見通しとなったことが発表され、県内の着手率はこれで100%となります。一方、高知東部自動車道では、高知龍馬空港ICと香南IC間が令和7年春の開通予定で整備が進められており、完成すれば本村と全国の幹線道路網とが直結され、利便性の飛躍的向上が図られます。現在、芸西ICと安芸西IC間の整備が進められておりますが、本村は既に用地取得済みでありますので、予算の配分次第で加速度的に事業が進捗するものと期待されます。

和食川導流提は、現在県において、東1門内に和食排水機場の排水を注水できるよう工事が進められており、3月末の完成予定と伺っております。今後、試験運用しながら県と運用方法等について協議を重ねてまいります。今回の施設整備が閉塞対策に対する早期対応と、今後の効果的な改善策につながることに期待が寄せられるところです。

次に、2月21日に開会しました県議会2月定例会において、濱田知事は人口減少の克服を目下の最重要課題と位置付けました。とりわけ、女性の若年人口の減少が婚姻件数や出生数の低下に拍車をかけ、さらなる若年人口の減少を招く負の連鎖が生じており、この問題の解決に向け10億円規模の「人口減少対策総合交付金」の創設を表明した上で、こうした政策の実効性を高めるには、県と市町村の緊密な連携が重要だと述べられました。加えて、組織内に総合企画部を新設し、職員の提案能力の強化を図りボトムアップを促進すると強調されました。

人口減少に関する本村の状況は、過去5年のデータでは累計84人の社会増を記録する一方、自然減は296人で、合計212人の減少となっております。また、出生数は平成28年までは年間30人前後で推移してまいりましたが、コロナ禍の令和2年以降は年間15人前後、令和5年度は年間10人の予定と大きく落ち込み、少

子化が急速に進んでいる状況にあります。

このような状況から、子育て支援・少子化対策は喫緊の課題として受け止めており、昨年10月に職員から担当課の枠組みや予算にとらわれない自由な発想のもと、子育て支援・少子化対策に効果のある事業を募集しました。

その結果、多くの職員から重複を除き43事業の提案があり、各課長等が協議・検討した結果、早期の効果が期待できるもの5件、実施に向け検討を開始するもの9件、もう少し内容を精査する必要があるもの12件、事業化には課題があり、中長期的な検討が必要なものなどに分類され、提案を受けました。

この提案を受け、各課に事業化に向けた具体的な検討をした上で、当初予算要求に盛り込むよう私から指示を出し、査定の結果、令和6年度からの保育料の完全無償化や給食費の半額補助の継続、子育て応援基金の創設など、いくつかの事業について予算化することができました。

このことは、職員からの一方的な意見募集にとどまらず、自分の意見が職場や組織の中でどのように受け止められているかを知るために、その集約結果を本人へしっかりとフィードバックすることも重要です。また、自分の提案が最終的に予算化へとつながることを実感することで、職員個々のやる気につながることや、今後新たな提案が生まれることも大きく期待できるところです。今後も様々なテーマについて、職員一人一人から協力をいただき、実効性の期待できる案件については、その自由な発想をできる限り、積極的に施策に反映させていきたいと考えております。

以上、一部ではございますが懸案事項等について、簡単にご報告をさせていただきました。私は行政の仕事は連続性と、日々の地道な努力の積み重ねが重要であると、これまでの議会でも度々申し上げてまいりましたが、住民の皆さまからの要望は、社会情勢の変化に伴い、ますます複雑多様化しております。本村においても、予算要求総額ベースでは財源不足額が大きく膨らみましたため、大変困難な査定作業となりました。そのような中で、健全財政を堅持しつつも、懸案事項が着実に実を結んでまいりますよう、予算要求原案の緊急度、優先度などを考慮しながら令和6年度当初予算案を編成いたしました。

査定を重ねましても、どうしても不足する財源の調整には、やむなく基金を充当いたしました。決算時においては、極力、基金取崩し額が少なくなりますよう効果的かつ効率的な予算執行に努めてまいります。

まず、令和4年度決算公表の財政状況は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による4つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す実質公債費比率は7.4%で、前年度プラス0.2ポイントとなっております。令和5年度は7.8%と試算しておりますが、県内町村平均6.4%よりも高くなっております。

今後控えている教育施設集約化等により、起債償還が順次発生し、今後も厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

次に予算編成は、令和6年度当初予算額は57億7100万円で、前年度比1億5400万円2.7%増となっております。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された令和6年度地方財政計画において、前年度比1.7%増となっております。本村でも増が見込まれるところです。

起債は、地域活性化事業、公共施設等適正管理推進事業等で約1億7112万円を見込んでおり、前年度比5977万円25.9%減となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、後年度負担の軽減に努めてまいります。

また、ふるさと納税寄附を活用して子育て支援策を継続的に実施できるよう、新たに子育て応援基金を設置することとしております。

補正予算の主な事業は、戸籍システムの改修費及び住民税非課税世帯等給付金などを計上し、公営住宅解体工事などは事業費確定のため減額をしております。

機構・人事は、4月1日付けの新規職員の採用は、安芸広域租税債権管理機構への職員派遣や定員管理計画に基づく増員計画によりまして、一般事務職2人と保育士1人の採用を予定しております。

税務は、急激な物価高による家計負担を軽減するため、令和6年度税制改正大綱において、所得税、住民税合わせて4万円の定額減税が決定され実施される予定です。今後、国の通知等を確認の上、準備を進めてまいります。

選挙は、11月9日に任期満了となります芸西村長選挙に必要な予算を計上しております。

その他では、物価高騰の影響を受ける低所得者世帯等への支援を目的とした、住民税非課税世帯への7万円の給付金支給は、昨年3万円の給付金受給世帯で対象となる世帯には支給を完了し、現在、新たに対象

となった世帯への支給事務を進めております。

また、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金や、18歳未満の低所得世帯等の児童1人当たり5万円の加算について、3月補正に必要な予算を計上しております。

ふるさと納税は、1月末現在の寄附額は20億1306万円で前年度比93.8%となっております。本年度採択された6事業のクラウドファンディングは、各サイトにおいて引き続き寄附を募っております。

地域振興ですが、集落活動センターげいせいは、3月9日にとさのさとで開催される、県内各地の集落活動センターが自慢の商品を持ち寄り販売する「集マルシェ」に参加し、広くPRを行ってまいります。

村の宿泊施設、貸切バスの利用料の一部を助成して誘致を促進する芸西村スポーツ合宿支援事業は、春、夏の合宿利用促進のため、各施設と情報交換を行いながら、効果的な広報活動に努めてまいります。

観光振興では、ロイヤルホテル土佐で昨年12月1日から1月8日まで実施しました竹灯りの宵は延べ2000人の方にお越しいただきました。

明治安田生命レディスヨコハマタイヤゴルフトーナメントは3月7日から10日までの4日間、土佐カントリークラブにて、熱い戦いが繰り広げられます。

げいせい桜まつりは、3月21日から31日までの期間開催とし、夜間のライトアップを行います。本年度は、昼間にキッチンカーの誘致を検討しております。

統計は、住宅・土地統計調査、漁業センサスは調査が終了し、来年度本調査を実施します農林業センサスの準備も完了しました。

地域公共交通は、おでかけバスは令和4年度利用実績2587人、1日当たり8.8人に対し、令和5年度は1月末現在で1743人、1日当たり7.1人と利用者が減少傾向にあります。村民の利便性向上を目指して、来年度より全ての便があったかふれあいセンターを経由するルートにし、ごめん・なはり線への接続がしやすいように一部時刻表の変更をいたします。

次に、住民福祉・保健衛生です。住民の利便性向上とマイナンバーカードの普及促進のため、デジタル田园都市国家構想交付金を活用し、7年1月からの住民票や印鑑証明のコンビニ交付導入に取り組みます。また、3月1日からは戸籍の証明書の広域交付制度が始まっております。

特定健診受診率向上対策は、特定健診受診勧奨はがき、健康年齢通知の送付や未受診者への電話勧奨、特定健診結果説明会を行いました。また、本年度からは若年健診の対象者を20歳以上へと拡大し、受診率向上に向けた取り組みを行っております。

年齢を拡大して実施してきました高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種の経過措置が本年度末で終了し、対象者が縮小されることとなっております。

本年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業への取り組みとして、医療費分析による健康課題の抽出や整理、健康状態不明者の訪問、あったかふれあいセンターを拠点としてフレイル予防に関する健康教育・健康相談を実施しました。3月にはフレイル予防啓発イベントを地域の量販店へ出向いて行う予定です。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠時と出産時の子育て応援ギフトを、2月末現在で延べ21件支給しました。また、10月31日から運用を開始した「げいせい子育て応援アプリ」は、2月末現在で34件の登録となっております。来年度からは、新たにデイサービス型、宿泊型を含む産後ケア事業の拡充、インフルエンザ予防接種助成の拡大や、おたふくかぜワクチンの任意接種の助成を開始し、子育て支援策の充実を図ってまいります。

また、あわせて50歳以上を対象とした带状疱疹ワクチン接種への助成事業も開始します。

地域包括支援センター事業は、介護予防事業として行っていた健康マージャン教室は12月で全20回の日程を終了しました。終了後は、自主サークル「健康マージャンかっぱクラブ」として、1月から新たな活動を開始しております。

生活支援体制整備事業の地域で支える仕組みづくりとして立ち上げたボランティア組織「ちよいボラ」は、少しずつ依頼が増えており、これまで15件の活動実績がありました。

ふれあいセンター事業は、コロナ5類移行後は利用者が徐々に増加しております。来年度からは各ふれあいセンターの開所日、開所時間をあったかふれあいセンターと統一し、送迎事業も合わせて、芸西村社会福祉協議会へ運営委託することとしております。また、ふれあいセンターの送迎は、利用者の利便性向上のため試験的にデマンド方式を取り入れ、利用者の意見等を整理した上で、本格導入に向けて検討してまいりま

す。

新型コロナワクチン接種は、令和5年秋開始接種が3月31日で終了します。来年度からは予防接種法のB類疾病に位置付けられ、65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方に対して、年1回の定期接種として実施されることとなります。

昨年8月から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を活用して実施してありました生活支援地域振興券事業は、3582人に交付しました。

また、芸西村子育て世帯家計支援臨時給付金として、中学生までの児童を養育する村内の子育て世帯に対し、児童1人につき1万円を支給いたしました。対象となる222世帯、児童406人分の支給が完了しております。

地籍調査事業は、和食乙の津野地区の一筆地調査が完成し、昨年度調査しました和食乙地区の閲覧作業を2月15日から20日間実施しました。本年度は残りの測量業務を行い、年度内に完成の予定です。来年度の調査地区は、和食乙の1.62平方キロメートルを予定しております。

移住促進関係は、12月16・17日に東京・大阪で行われました移住相談会に参加しました。来年度も県域で取り組む移住相談会に積極的に参加するほか、県東部地域で連携した相談会を予定しております。そのほか、村内の事業所で働きながら村を知ってもらう、ふるさとワーキングホリデー事業、移住のための引越し費用の支援、住環境の確保対策として、空き家バンクの登録件数増加に取り組んでまいります。

移住促進住宅の和食浜西2は、3組の移住希望者から応募があり、入居者が決定しました。昨年の10月から改修工事をしておりました、西分浜中の移住促進住宅は間もなく完成の予定で、来年度に整備準備が整い次第募集をいたします。

和食西北芝の分譲地は子育て世帯の移住者をターゲットとして販売していましたが、1月から若年夫婦も対象とするなど要件を緩和して販売しております。

農業振興は、11月に着手してございました、園芸用ハウス整備事業のレンタルハウス1件は間もなく完成の見込みです。来年度事業の前倒しで取り組むレンタルハウス2件は、事業決定し実施主体において着手しております。

来年度は、レンタルハウスや流動化するハウスを改修して活用するハウス整備、園芸用ハウス等イノベーション事業による環境制御技術やハウス資材の高度化などの支援のほか、環境にやさしい栽培技術の確立のため、みどりの食料システム戦略推進事業として、グリーンな栽培体系への転換に向けた取り組みなどの支援を行います。

農業経営基盤強化促進法の改正により、策定の必要がある地域計画は、農地所有者や耕作者に対し、アンケートを12月末に配布し意向調査をしております。1月末には地域の代表者に計画の協議を行いました。今後はアンケート結果をまとめるとともに、懇談会などで意見を聴取しながら将来の農地利用について目標地図を制作し、来年度末までに地域計画を策定する予定です。

地域おこし協力隊制度による農業担い手候補生及び新たな農業研修生の確保は急務であり、来年度も制度について広く周知するなど、担い手の確保に取り組んでまいります。

次に林業関係は、松の樹幹注入と枯損松の伐倒駆除処理を2月に発注しており、年度内に完成する予定です。3か年で取り組みました松の樹幹注入は、本年度で完了しますが、来年度も薬剤散布や下草刈りなどを実施し、美しい松林の保全に努めてまいります。

水産関係は、西分漁港荷捌所改修工事が2月16日に完成しました。来年度は、老朽化により保冷機能が低下した冷凍庫の改修工事を計画しており、プレハブ庫の改修費用を当初予算に計上しております。

商工関係は、2月に下半期として7事業者に対し、小規模事業者経営改善資金の利子補給支援を行いました。来年度も商工会と連携し、事業者の支援を行ってまいります。

村営住宅関係は、旧北芝団地解体工事が1月25日に完成しました。

59戸を対象とした火災警報器の取り替えは12月に完了しました。来年度は残る62戸の火災警報器の取り替えを計画しているほか、野神団地3、ウサイ谷団地でシロアリ予防対策などを計画しております。

各住宅の老朽度合いも進んでおり、維持管理費用が増しておりますが、適正な管理に努めてまいります。一般住宅の空き家対策関係は、倒壊の恐れのある空き家住宅の除却を推進しております。また地震対策としては、住宅耐震化促進事業で耐震診断、改修設計、改修工事、ブロック塀対策、家具転倒防止に補助などの支援をしております。来年度は、令和6年能登半島地震の影響により関心が高まっていることを考慮して、

例年より計画件数を増やすほか、強風や地震による被害軽減のため瓦屋根診断、改修に対する補助支援に取り組んでまいります。引き続き、制度の周知や啓発に努め、耐震化を促進してまいります。

次に土木関係は、村道と食馬ノ上線の路側改修、村道城本2号線の法面改修のほか、和食陸橋東側の江渡川の護岸改修工事が完了しました。村道江尻線東側と国道との接続部分の道路改良工事は、3月末完了予定で進めております。

来年度は、土木施設の維持管理や利便性の向上を図る新設改良事業、高規格道路整備や和食ダム建設と連携して行う事業に取り組んでまいります。

道路の維持管理は、老朽化が進み補修が必要となっているウサイ谷団地内の村道野神線と津野地区の村道吉野線、県道羽尾琴浜線から正路地区に通じる村道武則線の側溝や舗装の改修を予定しております。

新設改良事業は、来年度も高規格道路工事と連携して行う村道江尻線の道路拡幅、老朽化した排水路の改修と合わせて行う中学校東側の村道と食東線の道路拡幅を予定しております。

治水対策は、令和4年度から繰り越しております和食排水機場 NO. 1 ポンプと除塵機操作盤の更新工事が完了しました。来年度は、排水機場の維持管理のほか、本年度から繰り越します和食排水機場 NO. 2 ポンプと電気設備の更新事業を進めてまいります。

農業土木は、長寿命化計画に基づき、水利組合の用水路の補修事業を継続して行います。

和食ダムの進捗状況は、冒頭に申し上げますが、村の関連事業としては、和食ダム事務所と連携して、和食ダムを取水口とするパイプラインの整備や、ダムのふもとに整備が予定されております駐車場に、トイレ等を設置できるように準備を進めております。

高規格道路整備は、来年度も現在行われております、和食陸橋、和食川、芸西西インター周辺の橋脚工事を中心に行うと伺っております。

環境事業は、粗大ごみ集積所の利便性安全性の向上のほか、ごみの減量化によるごみ処理費用の削減や環境負荷の軽減、ごみ分別による資源ごみのリサイクルの推進など、環境意識の向上に取り組んでまいります。

粗大ごみ集積所は、地盤の嵩上げを行い、進入路の勾配を緩やかにし、利用者が少しでも安心して利用していただけるように利便性の向上に取り組んでまいります。

来年度の新規事業として、ごみの減量化を目的とした生ごみ処理機の購入費に対して助成を行います。また、ごみは種類によりまして、リサイクル可能なものがあります。再利用することで処分費が軽減され、資源が有効に利用できるものもありますので、ごみ分別一覧冊子を全戸に配布してごみ分別の周知に取り組んでまいります。

消防関係は、年末の特別警戒と、4年ぶりに開催した消防団初午駅伝競走や火災予防パレードを行うことで火災予防の呼び掛けを行いました。

防災対策は、災害時の情報通信整備として進めておりました第二・第三分団屯所、村民体育館、村の家等へのWi-Fi設備の設置工事が完了しました。

次に、教育です。学校教育は、児童生徒のタブレット端末を用いた学習が始まっていますが、来年度から小学校4年生以上の小学生及び中学生の埼玉県版学力調査がタブレットを用いて行われます。円滑にタブレットの活用ができるよう環境整備や学習アプリの整備を行います。

経済的理由により就学が困難な方に貸与している奨学金は、年度途中でも収入が減少した方にも貸与できるよう、就学の途中での申請を可能としています。引き続き通年での申請の受け付けを行います。

教育施設集約化事業は、用地測量委託及び基本計画策定委託等関連経費を来年度予算に計上しています。検討委員会の答申に沿い、防災対策にも留意しながら進めてまいります。

社会教育は、12月26日にミニ門松づくり、1月2日に成人式を行い23人の参加、1月13日に新春風揚げ大会を行い約80人が参加しました。

社会体育は、1月6日にタコの山のぼりを開催し約40人が参加、2月11日に地区対抗村内駅伝大会を開催し15チーム90人が村内を力走しました。

文化資料館・筒井美術館は、3月10日から4月7日まで、企画展「なつかし・土佐電鉄写真展」を開催予定です。

来年度は、子育て世帯への支援策として、冒頭にも申し上げましたが、保育料は昨年度まで第3子以降を無償とし、本年度から第2子も無償としています。これに加えて来年度からは、さらに対象を拡大して第1子も無償とし、完全無償化を実施いたします。また学校給食費は、本年度9月から新型コロナ交付金を充当

して半額としておりましたが、交付金が見込めない来年度は新たに一般財源を投入し、引き続き半額にする予定です。それから、高校生の公共交通機関利用の通学費助成費用も、本年度に引き続き来年度予算に計上しています。

教育支援センターは、4月から試行的に開設する準備を進めています。不登校児童生徒の学び、そして学校への登校につなげていきたいと考えています。

保育所は、園児に対する医療的ケアのため、看護師を配置することといたしました。怪我や体調不良など日々の園児への対応に加えてインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防に関する保健指導を行い、園児が元気に過ごせるよう努めてまいります。

各行事も引き続き感染対策に留意しながら、できるだけコロナ前のように実施できるよう努めてまいります。

次に、特別会計です。

国民健康保険は、被保険者の減少や地域経済の厳しい状況により、保険税収入の確保が難しい状況が続いています。

令和12年度の保険料水準の県下統一も見据え、早期の赤字解消が求められておりますので、法定外繰入を削減しつつ、並行して税率の引き上げを検討していく必要があります。

村の医療費は、昨年度と比べ1人当たりの医療費は減少する見込みですが、国民健康保険事業費納付金に影響します高医療費対策として、ジェネリック医薬品差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続して実施し、医療費の抑制及び適正化を図ってまいります。また、各種勸奨等を通じ、健康意識の向上を図り、特定健診受診率の向上や健診後のフォローにも力を入れてまいります。

生活習慣病に起因する疾病は、長期化・重症化傾向で、高医療費の要因ともなり、患者本人や家族の体力的・精神的・経済的にも負担が増えることから、保健師等による早期介入事業も継続して行います。

介護保険事業は、認定者数の増加に伴い介護サービスの利用者が年々増加傾向にあり、特に施設サービス給付費においては、5年前と比較し、約1.5倍となっております。

来年度からの、新たな高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しのため、これまで3回にわたり策定委員会を開催し、議論をしていただきました。本計画には、介護保険料の見直しも含まれるため、これまでの実績や今後の見込みなどを勘案した保険料の設定とさせていただいております。65歳以上の方には、負担が増えることとなりますが、介護保険法では、給付費に対する保険料割合が定められているため、本議会へ保険料改定に関する条例を提案しております。併せて国の省令改正に伴う、関連条例の改正につきましても提案しております。

後期高齢者医療は、本年度も高齢者が健康を維持できるよう、対象者に健康診査や歯科健診の受診券の事前配布を行ってまいりましたが、健康年齢の引き上げ、医療費抑制、削減を図るため、疾病の早期発見早期治療を目的に、引き続き健診受診率の向上に取り組むとともに、後期高齢者医療広域連合と連携して、後期高齢者医療の円滑な運営に努めてまいります。

次に、簡易水道では、11月中旬以降まとまった雨が降らず、水源地の水位が低下し、村民の皆さまに節水と呼び掛けるとともに、農業用水の放流などのご協力をいただきながら水道水の安定供給に努めております。

水道事業は、西分郷中地区の老朽管布設替工事、西分一向地区の水道管新設工事が完了しました。来年度の事業は、災害時等において業務の中断など被害を最小限に留め、早期復旧を図るためのBCP（業務継続）計画の策定に取り組むほか、老朽化が進んでいる井ノ本水源地の取水ポンプの取り替えや村道長谷線の配水管の布設替工事等を予定しております。

来年度も老朽化対策や漏水対策、水道管破損などにおける緊急対応などに取り組み、水道水が安定して供給できるよう努めてまいります。

下水道事業は、浄化センターや中継ポンプ場などの適正管理に向けて、日々の点検や修繕箇所への早期の対応により安定した施設運営に努めております。

来年度事業は、芸西浄化センターやマンホールポンプ場などで経年劣化が進んでいる設備の状態を調査したストックマネジメント計画に基づいて、老朽化した設備等の改修の設計委託を予定しております。今後もストックマネジメント事業により、下水道機能の確保と施設の適正管理に取り組んでまいります。

最後に、住宅新築資金等特別会計は、償還計画により順調に貸付金の回収が進んでおります。償還の対象者が残りわずかになり、来年度も計画的に未収額の減少に努めてまいります。

本議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認1件、専決予算1件、人事案件1件、条例16件、補正予算4件、当初予算7件の合計30件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第1号から議案第30号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。議案第1号芸西村手数料条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認について説明をいたします。

本条例改正は、戸籍法の一部を改正する法律が、令和6年3月1日から施行されることに伴い、全国で戸籍証明書、除籍証明書が本籍地以外でも請求できるようになる広域交付が開始されるため、その手数料の額を新たに追加するための改正となっております。説明は以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。議案第2号令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

1ページをお願いします。

令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ386万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4161万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年1月10日付の専決となります。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

75款5項、繰入金386万5千円の増。こちらは財政調整基金からの繰入金です。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出。

20款5項、保健衛生費386万5千円の増。こちらは乳幼児医療費の増額となります。

今回の補正は、乳幼児医療費が当初の予想より増加したことにより、予算の不足を生じたため、納期限までに支払いが困難となったことから、専決での補正予算とさせていただいたものです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

続きまして、議案第3号固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由をご説明申し上げます。

この議案は、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

固定資産評価審査委員会委員に選任したい者の氏名は、岡村昭。住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。任期は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年です。何とぞご同意くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第4号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例について説明をいたします。

役場職員等の公益的法人等への職員の派遣につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定によりまして、条例の定めるところにより、職員を派遣することができるとされております。

今後想定されます、東部観光協議会や芸西村社会福祉協議会等の広域的法人への職員派遣において必要となる事項を定めた条例を新たに制定するものであります。派遣の対象となる団体や派遣職員の職務への復帰に関する事項、派遣職員の給与に関する事項等を定めたものであります。

続きまして、議案第5号、芸西村子育て応援基金条例について説明をいたします。

今回の条例制定は、村内の子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを進めるため、ふるさと納税寄附を活用して、子育て支援事業の推進を目的とした新たな基金を創設するものであります。

ふるさと納税寄附を原資としたふるさと応援基金から、子育て応援基金へ資金の積み替えを行い、今後のふるさと納税の制度改正や寄附額の状況、また村の財政事情の影響を受けることなく、長期的に継続して子育て支援事業が実施できるように運用していくことを目的としております。

続きまして、議案第6号芸西村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

会計年度職員の給与に関しまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に関する事項が改正されました。今般の自治法の改正により、令和6年度からは、フルタイム、パートタイム、いずれの会計年度任用職員にも、勤勉手当の支給が可能となるため、必要な事項について会計年度任用職員の給与に関する条例の改正を行うものであります。

総務省通知におきましても、勤勉手当を適切に支給すべきとされておりまして、今回の条例改正により、会計年度任用職員にも、一般職の職員の規定に準じて勤勉手当が支給されることとなります。

続きまして、議案第7号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の条例改正は、育児休業をしている職員の期末手当の支給に関して、条例第7条第2項において定めている会計年度任用職員の除外規定を削除し、支給要件を満たす会計年度任用職員にも期末手当の支給ができるように改正をするものであります。

次に、議案第8号芸西村火災予防条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の条例改正は、基準省令の一部改正に伴いまして、必要な改正を行うものであります。蓄電池設備に係る基準の見直しにつきましては、火災予防上必要な措置として、規制対象となる蓄電池設備の見直しや、雨水等の侵入防止措置の見直し、建築物からの隔離距離の見直し等が行われております。

また、別表に固定燃料を用いた中央設備の隔離距離の規定に、炭焼き器に関する規定が追加をされております。

続きまして、議案第9号芸西村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

について説明をいたします。

今回の条例改正は、条例で定めている火災・風水害時等の災害時の出動手当について、4時間未満と4時間以上で区分していたものを、8時間までの出勤について1回当たりの金額に変更するものです。改正理由といたしまして、消防本部のない芸西村における消防団活動という重要性や、災害時の出勤という危険性を考慮して、処遇改善を図ることを目的としております。

続きまして、議案第10号村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

今回の条例改正は、地方自治法施行令の改正により引用している村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の条文に条ずれが生じるため、修正を行うものであります。以上でございます。

○岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○都築 仁 健康福祉課長

議案第11号芸西村手数料条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例改正は、印鑑登録証の交付及び再交付手数料について、これまで無料としておりましたが、登録や再登録時のケース費用も必要であることや、近隣市町との均衡を図るため、印鑑証明書発行と同額の手数料とするものです。

議案第12号芸西村介護保険条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例改正は、第9期介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間の第1号被保険者の保険料について改正を行うものです。基準となる所得段階の第5段階の月額保険料を現行の6300円から7800円に引き上げることとしております。

介護保険料の算定には、要介護認定者の予測や、これまでのサービスの利用実績、将来の利用者数など勘案して推計した介護給付費のうち、第1号被保険者が負担する割合である23%について、所得段階に応じた被保険者数により算定した保険料としております。

また合わせて、所得段階の設定を、これまでの9段階から、第9段階を細分化し、全13段階とするものです。

65歳以上の被保険者の皆さまには負担増をお願いすることになり申しわけなく思いますが、引き続き、給付費の削減に努めるとともに、第1段階から第3段階までの被保険者には、公費による軽減措置を講じて負担軽減も図ってまいります。

議案第13号芸西村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について説明をします。

本条例改正は、国の定める介護サービスに係る人員、設備、運営等の基準については、3年に一度、介護報酬の改正とあわせて、社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われており、令和6年1月公布の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、関係省令の改正が行われております。

現行法のもとでは、介護サービスに係る人員、設備、運営費等の基準は省令で定める基準を参考に、地方公共団体の条例で定めることとされていることから、国の省令の基準に準拠するよう必要な改正を行うものです。従業者数の数、管理者や基本方針など、細かい文言の修正等の内容となっております。

議案第14号芸西村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例改正は、議案第13号の改正理由と同じく、国の省令の基準に準拠するよう必要な改正を行うものです。

議案第 15 号芸西村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例改正は、議案第 13 号の改正理由と同じく、国の省令の基準に準拠するよう必要な改正を行うものです。

議案第 16 号芸西村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例改正は、議案第 13 号の改正理由と同じく、国の省令の基準に準拠するよう必要な改正を行うものです。

○ 岡村 俊彰 議長  
山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

おはようございます。議案第 17 号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を目的に、水道法等の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されるため、水道法の一部が改正されたことに伴う条例改正です。

本条例の第 50 条第 6 号中には、水道技術管理者の資格の一つとして、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習の課程を修了したものと規定しているものを、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習に改正するものです。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。議案第 18 号芸西村漁港管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正は、根拠となる法律が、漁港漁場の活性化を目的に、漁港及び漁場の整備等に関する法律に改められることによるものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長  
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

議案第 19 号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

本条例は、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、施設の重要事項や運営規程の書面での掲示等を義務づけている部分について、当該掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して、公衆の閲覧に供しなければならないことと、現行法上、フロッピーディスク等の特定記録媒体での提出等を求める規定について、手続きのオンライン化を進めるため、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう、特定の記録媒体以外の幅広い媒体の使用が可能である旨を明確化する改正を行うものです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
暫時、休憩します。

〔休憩 9 : 57〕

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。  
松本総務課長。

〔再開 10:09〕

○ 松本 巧 総務課長

議案第 20 号令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1 億 4365 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 9795 万 2 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

地方債の補正。第 3 条、地方債の変更は、第 5 表地方債補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

55 款 5 項、国庫負担金 114 万 5 千円の増。

10 項、国庫補助金 2714 万 4 千円の増。こちらは物価高騰対策臨時交付金です。

60 款 10 項、県補助金 1177 万 5 千円の減。各種補助事業の事業費確定による減額です。

60 款 15 項、県委託金 376 万 3 千円の減。こちらは選挙委託金の確定によるものです。

65 款 5 項、財産運用収入 20 万円の減。

75 款 5 項、繰入金 1 億 4876 万 7 千円の減。こちらは財政調整基金繰入金の減額です。

85 款 3 項、延滞金、加算金及び過料 60 万円の増。

10 項、貸付金元利収入 40 万円の増。

15 項、雑入 84 万 2 千円の減。

90 款 5 項、村債 760 万円の減。こちらは旧北芝団地解体工事に関する起債の減額となります。

以上、合計 1 億 4365 万 8 千円の減額補正となります。

続きまして 3 ページ、歳出です。

5 款 5 項、議会費 185 万円の減。旅費、需用費等の減額によるものです。

10 款 5 項、総務管理費 1989 万 1 千円の増。物価高騰対策給付金の増です。

10 項、徴税費 324 万 4 千円の減。委託費等の減額によるものです。

15 項、戸籍住民基本台帳費 37 万 9 千円の減。

20 項、選挙費 252 万 2 千円の減。

25 項、統計調査費 30 万 7 千円の減。

35 項、企画費 3020 万 3 千円の減。これは企業支援、他各種補助金の減額が主なものです。

15 款 5 項、社会福祉費 1730 万円の減。後期高齢者医療負担金の減額です。

10 項、児童福祉費 430 万 5 千円の減。会計年度職員の給与等の減額によるものです。

20 款 5 項、保健衛生費 504 万 5 千円の減。予防接種委託費の減額です。

10 項、清掃費 110 万円の減。

25 款 5 項、農業費 1069 万 5 千円の減。各種補助事業の額確定によるものです。

10 項、林業費 243 万 7 千円の減。

15 項、水産業費 600 万円の減。漁港荷さばき所の改修工事費の額確定によるものです。

35 款 5 項、土木管理費 24 万 9 千円の減。

10 項、道路橋梁費 1870 万 3 千円の減。道路改良工事費の減額によるものです。

15 項、河川費 237 万円の減。

20 項、住宅費 1554 万 5 千円の減。旧北芝団地解体工事の額確定によるものです。

25 項、公共下水道費 700 万円の減。下水道会計繰出金の減額です。

40 款 5 項、消防費 160 万円の増。出動報酬の増額です。

45 款 5 項、教育総務費 882 万円の減。会計年度職員の報酬等の減額です。  
10 項、小学校費 572 万 8 千円の減。会計年度職員の報酬等の減額です。  
15 項、中学校費 703 万 6 千円の減。ベランダ手すり改修工事費の額確定によるものです。  
20 項、幼稚園費 508 万 4 千円の減。会計年度職員の報酬等の減によるものです。  
25 項、社会教育費 503 万 4 千円の減。人件費、電気料等の減額です。  
30 項、保健体育費 359 万 4 千円の減。ボイラー取替工事の額の確定によるものです。  
55 款 5 項、公債費 59 万 9 千円の減。  
以上、歳出合計 1 億 4365 万 8 千円の減額となります。  
続きまして、5 ページをお願いします。

#### 第 3 表繰越明許費。

10 款 5 項、住民税非課税世帯等給付金（物価高騰対策給付金）事業 2840 万 8 千円。  
10 款 15 項、住基システム改修事業 306 万 2 千円。  
10 款 15 項、戸籍システム改修事業 689 万 7 千円。  
25 款 5 項、園芸用ハウス整備事業 3964 万 1 千円。  
25 款 5 項、農業水路等長寿命化事業 1150 万円。  
35 款 5 項、長谷地区急傾斜地対策事業負担金 498 万 5 千円。  
35 款 10 項、瓜生谷パイプライン整備事業 2600 万円。  
35 款 10 項、道路橋梁費、防災・安全社会資本整備交付金事業 3060 万円。  
35 款 15 項、地域農業水利施設ストックマネジメント事業 9000 万円。  
35 款 20 項、住宅耐震化促進事業 640 万 9 千円。  
35 款 20 項、地震対策空き家改修事業 271 万 8 千円となっております。  
次、6 ページをお願いします。

#### 第 5 表地方債補正。

1、変更。起債の目的、公営住宅建設事業。補正前の限度額 2550 万円、補正後の限度額 1790 万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法についての変更はありません。  
今回の変更は、事業費の確定により減額を行うものであります。  
以上が、令和 5 年度一般会計補正予算第 5 号となります。詳細につきましては、9 ページ以降の事項別明細書をご確認いただくようお願いをいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

議案第 21 号令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を説明します。1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 796 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1508 万 5 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

5 款 5 項、介護保険料 682 万円減。  
20 款 5 項、国庫負担金 310 万 2 千円増。  
10 項、国庫補助金 299 万 1 千円増。  
25 款 5 項、支払基金交付金 709 万 1 千円減。  
30 款 5 項、県負担金 190 万 5 千円減。  
45 款 5 項、一般会計繰入金 88 万 6 千円増。

10 項、基金繰入金 87 万 6 千円増。

合計 796 万 1 千円の減となります。

3 ページをお願いします。

歳出です。

5 款 5 項、総務管理費 173 万 9 千円減。

10 款 5 項、介護サービス等諸費 629 万 4 千円減。

10 項、介護予防サービス等諸費 10 万円増。

15 項、その他諸費 5 万 2 千円増。

25 款 5 項、一般介護予防事業費 7 万円減。

10 項、包括的支援事業・任意事業費 1 万円減。

合計 796 万 1 千円の減となります。

本補正予算は、歳入では、保険料収入や、国及び県の負担金の収入見込みによる変更と、歳出では、サービス給付費の見込みの変更に伴い必要な補正予算としております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書のとおりとなっております。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第 22 号をご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 5 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。第 1 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第 3 表繰越明許費による。

2 ページをお願いします。

第 3 表繰越明許費。

5 款 5 項、県営和食ダム建設事業 1 億 3380 万円。

今回の補正は、和食ダム建設事業の進捗状況をもとに、県に合わせて、村の負担金の一部を令和 6 年度に繰り越すものです。

続きまして、議案第 23 号をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。

令和 5 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 700 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5198 万 8 千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第 1 表歳入歳出予算補正による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入。

10 款 5 項、繰入金 700 万円の減。

3 ページをお願いいたします。

歳出。

5 款 5 項、下水道事業費 700 万円の減。

今回の補正は、電気料につきまして実績見込みに基づく減額予算を計上いたしております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

議案第 24 号令和 6 年度芸西村一般会計予算について説明をいたします。1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 57 億 7100 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 5 表地方債による。

一時借入金。第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8 億円と定める。

歳出予算の流用。第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、村民税 1 億 3165 万 8 千円。

10 項、固定資産税 1 億 8151 万 3 千円。

15 項、軽自動車税 1641 万円。

20 項、たばこ税 4100 万円。

30 項、入湯税 1240 万円。

10 款 5 項、地方揮発油譲与税 510 万 7 千円。

15 項、自動車重量譲与税 1181 万 6 千円。

20 項、森林環境譲与税 466 万 6 千円。

15 款 5 項、利子割交付金 27 万 9 千円。

16 款 5 項、配当割交付金 169 万 2 千円。

17 款 5 項、株式等譲渡所得割交付金 188 万円。

18 款 5 項、地方消費税交付金 9944 万 1 千円。

19 款 5 項、法人事業税交付金 528 万 4 千円。

20 款 5 項、ゴルフ場利用税交付金 3528 万 5 千円。

31 款 5 項、環境性能割交付金 172 万 9 千円。

33 款 5 項、地方特例交付金 934 万 2 千円。

35 款 5 項、地方交付税 12 億 9000 万円。

40 款 5 項、交通安全対策交付金 64 万 3 千円。

45 款 5 項、分担金 50 万円。

10 項、負担金 363 万 4 千円。

50 款 5 項、使用料 3850 万 9 千円。

10 項、手数料 1140 万 7 千円。

55 款 5 項、国庫負担金 1 億 2304 万 5 千円。

10 項、国庫補助金 1 億 3991 万 2 千円。

15 項、国庫委託金 173 万 1 千円。

60 款 5 項、県負担金 8124 万 6 千円。

10 項、県補助金 2 億 168 万 4 千円。

15 項、県委託金 705 万 8 千円

65 款 5 項、財産運用収入 1184 万 8 千円。

10 項、財産売払収入 1623 万 2 千円。

70 款 5 項、寄附金 20 億 130 万円。

75 款 5 項、繰入金 10 億 5585 万 5 千円。

80 款 5 項、繰越金 2000 万円。

85 款 3 項、延滞金、加算金及び過料 120 万円。

5 項、預金利子 8 万 5 千円。  
10 項、貸付金元利収入 1034 万 1 千円。  
15 項、雑入 2415 万 2 千円。  
90 款 5 項、村債 1 億 7111 万 6 千円。  
以上、歳入合計 57 億 7100 万円となります。  
続きまして、6 ページをお願いをします。  
歳出です。

5 款 5 項、議会費 5249 万 2 千円  
5 項、総務管理費 3 億 4804 万 1 千円。  
10 項、徴税費 3853 万 4 千円。  
15 項、戸籍住民基本台帳費 4309 万 2 千円。  
20 項、選挙費 669 万 1 千円。  
25 項、統計調査費 8960 万円。  
30 項、監査委員費 122 万 4 千円。  
35 項、企画費 12 億 4001 万 5 千円。  
15 款 5 項、社会福祉費 5 億 8862 万 9 千円。  
10 項、児童福祉費 2 億 4554 万 8 千円。  
15 項、災害救助費 16 万 1 千円。  
20 款 5 項、保健衛生費 2 億 5578 万 3 千円。  
10 項、清掃費 6506 万 9 千円。  
25 款 5 項、農業費 1 億 8409 万 4 千円。  
10 項、林業費 1886 万 4 千円。  
15 項、水産業費 1063 万 7 千円。  
30 款 5 項、商工費 312 万円。  
35 款 5 項、土木管理費 4663 万 2 千円。  
10 項、道路橋梁費 2 億 2870 万円。  
15 項、河川費 9783 万 9 千円。  
20 項、住宅費 3981 万 7 千円。  
25 項、公共下水道費 1 億 9525 万 4 千円。  
40 款 5 項、消防費 1 億 1037 万 1 千円。  
45 款 5 項、教育総務費 1 億 1057 万 5 千円。  
10 項、小学校費 5097 万 9 千円。  
15 項、中学校費 3675 万 4 千円。  
20 項、幼稚園費 7244 万 3 千円。  
25 項、社会教育費 7194 万 7 千円。  
30 項、保健体育費 8700 万 2 千円。  
55 款 5 項、公債費 2 億 890 万 5 千円。  
60 款 10 項、基金費 12 億 1760 万 9 千円。  
99 款 99 項、予備費 457 万 9 千円。

以上、歳出合計 57 億 7100 万円となります。  
続きまして、9 ページをお願いをします。  
第 5 表地方債。

起債の目的。公共事業等、限度額 4040 万円。教育・福祉施設等整備事業 310 万円。一般単独事業 1 億 2370 万円。臨時財政対策 391 万 6 千円。

以上、合計 1 億 7111 万 6 千円となります。

起債の方法は、証書借入または証券発行。利率は 5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先は、政府資金その他。償還の方法は、1、政府資金・県資金及び機構資金については、その資金の融通条件による。2、財政の都合によ

り起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

令和6年度一般会計当初予算につきましては、前年度比1億5400万円増の57億7100万円となっております。

一般会計当初予算に関する詳細な説明は差し控えさせていただきますが、前年度との款ごとの予算の比較につきましては、10ページ以降の事項別明細書、また節ごとの詳細につきましては、13ページ以降の事項別明細書の説明書をご覧くださいと思います。

なお、参考資料といたしまして、令和6年度当初予算新規事業等の概要をまとめた資料を用意しておりますので、あわせてご覧いただくようお願いをいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長  
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長。

議案第25号令和6年度芸西村国民健康保険特別会計予算を説明します。1ページをお願いします。

令和6年度芸西村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億8630万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入。

5款5項、国民健康保険税1億4752万7千円。

10款5項、手数料千円。

23款15項、県補助金5億5388万円。

30款5項、繰入金8420万6千円。

40款3項、延滞金、加算金及び過料5万円。

5項、雑入62万円。

45款5項、財産運用収入1万6千円。

合計7億8630万円となっております。

3ページをお願いします。

歳出。

5款5項、総務管理費1599万7千円。

10項、徴税費15万1千円。

15項、運営協議会費4万8千円。

10款5項、療養諸費4億6102万6千円。

10項、高額療養費7826万円。

15項、移送費2万円。

20項、葬祭諸費36万円。

25項、出産育児一時金500万円。

11款5項、医療給付費分1億4000万3千円。

10項、後期高齢者支援金等分5003万1千円。

15項、介護納付金分1930万7千円。

20款5項、共同事業拠出金2千円。

25 款 3 項、特定健康診査等事業費 576 万 1 千円。

5 項、保健事業費 533 万 6 千円。

30 款 5 項、公債費 5 万円。

35 款 5 項、償還金及び還付加算金 30 万円。

15 項、基金費 1 万 6 千円。

99 款 99 項、予備費 463 万 2 千円。

合計 7 億 8630 万円となっております。

令和 6 年度当初予算につきましては、歳入では保険税収入の減、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業納付金の減により、前年度より約 560 万円の減となっております。

令和 12 年度の保険料水準の県下統一に向け、赤字運営の早期解消と、引き続き医療費の適正化、特定健診の受診率の向上、生活習慣病重症化予防事業等に取り組んでいくこととしております。

なお詳細につきましては、事項別明細書のとおりです。

続きまして、議案第 26 号令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計予算を説明します。1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 8500 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。2、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、介護保険料 1 億 1130 万円。

15 款 10 項、手数料 4 千円。

20 款 5 項、国庫負担金 9408 万 4 千円。

10 項、国庫補助金 3954 万 6 千円。

25 款 5 項、支払基金交付金 1 億 4813 万 4 千円。

30 款 5 項、県負担金 8301 万 7 千円。

15 項、県補助金 90 万 2 千円。

35 款 5 項、財産運用収入 1 万 1 千円。

45 款 5 項、一般会計繰入金 1 億 578 万円。

10 項、基金繰入金 87 万 6 千円。

60 款 5 項、遅延金、加算金及び過料 3 万円。

20 項、雑入 131 万 6 千円。

合計 5 億 8500 万円となります。

4 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 2669 万円。

15 項、介護認定審査会費 359 万 8 千円。

25 項、計画策定委員会 8 万円。

10 款 5 項、介護サービス等諸費 4 億 9293 万円。

10 項、介護予防サービス等諸費 1150 万円。

15 項、その他諸費 49 万 7 千円。

20 項、高額介護サービス等費 1637 万円。

22 項、高額医療合算介護サービス等費 182 万円。

25 項、特定入所者介護サービス等費 2180 万円。  
25 款 5 項、一般介護予防事業費 203 万 3 千円。  
10 項、包括的支援事業・任意事業費 227 万 3 千円。  
15 項、介護予防・生活支援サービス事業費 162 万円。  
20 項、その他諸費 2 万 2 千円。  
25 項、高額介護予防サービス相当費 5 万円。  
30 款 5 項、基金積立金 1 万 1 千円。  
40 款 5 項、償還金及び還付加算金 20 万円。  
10 項、繰出金 50 万円。  
99 款 99 項、予備費 300 万 6 千円。  
合計 5 億 8500 万円となります。

令和 6 年度当初予算につきましては、サービス給付費の増加見込みにより、前年度より約 1880 万円の増となっております。また、第 9 期介護保険事業計画を踏まえ、保険料改定を見込んでの予算としております。給付費は年々増加傾向にありますので、地域包括支援センターとも連携し、引き続き介護予防事業等に取り組んでいくこととしております。

なお、詳細につきましては事項別明細書のとおりです。

議案第 27 号令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算を説明します。1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8066 万円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算。

歳入。

5 款 5 項、後期高齢者医療保険料 5440 万 5 千円。

10 款 5 項、手数料千円。

20 款 5 項、一般会計繰入金 2612 万 6 千円。

30 款 5 項、遅延金、加算金及び過料 2 万 8 千円。

10 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

合計 8066 万円となります。

3 ページをお願いします。

歳出。

5 款 5 項、総務管理費 514 万 9 千円。

10 款 5 項、後期高齢者医療広域連合納付金 7541 万 1 千円。

15 款 5 項、償還金及び還付加算金 10 万円。

合計 8066 万円となります。

令和 6 年度当初予算につきましては、歳入では、保険料率の改正を見込んだ増と事業委託に伴う繰入金の減で、歳出では、医療費に伴う広域連合納付金は増となりますが、一般管理費で、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施事業の体制整備補助金の減により、全体では前年度より約 280 万円の減となっております。

なお、詳細につきましては事項別明細書のとおりです。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

議案第 28 号についてご説明いたします。1 ページをお願いします。

令和 6 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ103万1千円と定める。2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算。

歳入です。

10款5項、県補助金1万1千円。

25款5項、貸付金元利収入102万円。

続きまして、歳出です。

5款5項、貸付事業費18万1千円。

20款5項、繰出金75万円。

99款99項、予備費10万円になります。

令和6年度予算につきましては、歳入では、住宅新築資金等貸付助成事業の補助金と貸付金元利収入。歳出では、貸付事業の事務経費、一般会計への繰出金、予備費を計上しております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

山本土木環境課長。

○ 山本 裕崇 土木環境課長

議案第29号令和6年度芸西村簡易水道事業会計予算につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第2条業務の予定量につきましては、(1)給水戸数1672戸、(2)年間総給水量61万2536立方メートル、(3)1日の平均給水量1678立方メートルといたしております。こちらは令和4年度実績に基づく予定量としております。(4)主な建設改良事業は、井ノ本ナンバーワンポンプ取替工事、長谷地区配水管布設替工事、和食ダム建設負担を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出の収入科目としまして、第1款、簡易水道事業収益は1億1692万1千円を見込んでおります。内訳としまして、第1項、営業収益は5889万6千円で、主に水道料金でございます。第2項、営業外収益は5797万5千円で、公営企業会計への繰出基準に伴う一般会計からの補助金、国庫補助金などがございます。第3項、特別利益は5万円で、本公営企業会計が開始される4月1日以前の水道料金の過誤納金の受け入れ先でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款、簡易水道事業費用は1億1490万2千円を計上いたしております。内訳としまして、第1項、営業費用は9583万4千円で、電気料、修繕費、人件費などの通常経費、水質調査や水道システムの更新や保守、BCP策定の委託料などがございます。第2項、営業外費用は1621万円で、企業債利息や消費税等がございます。第3項、特別損失は185万8千円で、本公営企業会計が開始される4月1日以前の人件費や消費税等にかかる費用でございます。第4項、予備費は100万円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条、資本的収入及び支出の収入科目としまして、第1款、資本的収入は1億2294万円を見込んでおります。内訳としまして、第1項、企業債は9130万円で、主に建設改良費の企業債でございます。第2項、出資金は3164万円で、企業債償還金に対する一般会計からの出資金でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款、資本的支出は1億4858万9千円を計上いたしております。内訳としまして、第1款、建設改良費は9175万1000円で、井ノ本ナンバーワンポンプ取替工事、長谷地区配水管布設替工事、和食ダム建設負担などの費用でございます。第2項、企業債償還金は5683万8千円で、以前に行いました建設改良等の企業債の償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2564万9千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補填するものといたしております。

次の第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ1億6338万5250円及

び200万円とするものです。こちらは公営企業法の適用日の属する会計年度以前に発生した費用になります。未収金につきましては、基金の繰入金や、令和6年度2月、3月分の水道料金や滞納金になります。未払い金につきましては、令和6年4月以降に支払う電気料や委託料などの費用になります。

次の第5条、企業債につきましては、和食ダム建設負担金や建設改良費用、公営企業会計移行費用で、9130万円を借り入れするもので、起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条、一時借入金につきましては、1000万円を限度といたしております。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用、特別損失の間の流用が必要な場合といたしております。

次の第8条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費で695万3千円といたしております。

次の第9条、他会計からの補助金につきましては、地方公営企業への繰り出し基準に基づく企業債支払利息や、事業運営費補助金としまして4070万7千円といたしております。

次の第10条、たな卸資産購入限度額につきましては、水道メーターなどの貯蔵品等の購入に係る費用465万円を定めております。

以下、5ページから、予算に関する説明資料を添付いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第30号令和6年度芸西村下水道事業会計予算につきましてご説明いたします。1ページをお願いいたします。

第2条、業務の予定量につきましては、(1)計画処理人口2860人。こちらは芸西村特定環境保全公共下水計画に基づいた人口としております。(2)年間総処理水量34万2365立方メートル。こちらは令和4年度実績に基づく予定量といたしております。(3)主な建設改良事業は、3730万円でストックマネジメント実施設計委託業務を予定いたしております。

次に、第3条の収益的収入及び支出の収入科目としまして、第1款、下水道事業収益は1億8922万4千円を見込んでおります。内訳としまして、第1項、営業収益は5010万円で、主に下水道使用料でございます。第2項、営業外収益は1億3912万4千円で、公営企業への繰り出し基準に伴う一般会計からの補助金でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款、下水道事業費用は1億8922万1千円を計上しております。内訳としまして、第1項、営業費用は1億6809万5千円で、浄化センター維持管理委託料、電気料、汚泥脱水機等の修繕費などがございます。第2項、営業外費用は1871万3千円で、企業債利息や消費税等でございます。第3項、特別損失は141万3千円で、本公営企業会計が開始される4月1日以前の事業に係る消費税等でございます。第4項、予備費は100万円といたしております。

2ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の収入科目としまして、第1款、資本的収入は、1億6217万円を見込んでおります。内訳としまして、第1項、企業債は2020万円で、主に建設改良費の企業債でございます。第2項、出資金は1億2132万円で、企業債償還金に対する一般会計からの出資金でございます。第3項、補助金は1865万円で、ストックマネジメント事業の国庫補助金でございます。第4項、負担金は200万円で、下水道加入金の受益者負担金でございます。

続きまして、支出科目としまして、第1款、資本的支出は1億8389万7千円を計上しております。内訳としまして、第1項、建設改良費は4480万円で、主にストックマネジメント実施設計委託料でございます。第2項、企業債償還金は1億3909万7千円で、以前に行いました建設改良等の企業債の償還金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2172万7千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金で補填するものといたしております。

次の第4条の2、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条4項の規定により、当該年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ780万円及び249万1666円とするものです。こちらは公営企業法の適用日の属する会計年度以前に発生したのものになります。未収金につきましては、令和6年2月、3月分の下水道使用料や滞納金でございます。未払い金につきましては、令和4年度4月以降にお支払いする電気料や委託料などの費用でございます。

次の第5条、企業債につきましては、建設改良費用、公営企業会計移行費用で、2020万円を借り入れするもので、起債の方法、利率、借入先、償還の方法は記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

第6条、一時借入金につきましては2億円を限度としております。

次の第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用、特別損失の間の流用が必要な場合といたしております。

次の第8条、他会計からの補助金につきましては、地方公営企業への繰出基準に基づく、企業債償還金に係る支払利息や、事業運営補助金としまして7393万4千円といたしております。

以下、4ページから予算に関する説明資料を添付いたしておりますのでお目通しをお願いいたします。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

以上で一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第4、議案第1号芸西村手数料条例の一部を改正する条例（専決処分）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《日程第5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第5、議案第2号令和5年度芸西村一般会計補正予算（専決第3号）の承認についてを議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《散会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[10:58 散会]